

■ 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の ■ 受診期間がまもなく終了します ■

今年度の特定健康診査・後期高齢者医療健康診査の受診期間は12月15日までです(保健センターでの特定健康診査<集団健診>のみ17日、19日を追加)まだ受診されていないかたは、期間中に保健センターまたは市内実施医療機関で受診してください。

芦屋市国民健康保険・兵庫県後期高齢者医療制度以外の医療保険にご加入のかたも受診できる場合がありますので、下記までお問い合わせください。



- 対象者 《特定健康診査》平成24年4月1日現在で芦屋市国民健康保険に加入しており、平成24年度中に40歳になるかたから75歳になるかたまで《後期高齢者医療健康診査》平成24年4月1日現在で兵庫県後期高齢者医療制度に加入している、75歳以上または65歳以上で一定の障がいがあると認定されたかた
- 費用 無料。ただし、同時実施の各がん検診は以下ようになります。市民税非課税世帯に属するかたは、かく痰検査・大腸がん検診が無料となりますので、下記へご連絡ください。

肺がん検診	無料(かく痰検査は900円/70歳以上無料)
大腸がん検診	800円(70歳以上無料)
前立腺がん検診(50歳以上)	1,000円

- 実施場所 保健センター実施分(いずれも定員70人)にはまだ定員に余裕があります。引き続きご予約を受け付け中ですので、この機会に特定健康診査を受診してください。

年齢区分	40~74歳	75歳以上 65歳以上で障害認定を受けているかた含む
実施場所		
保健センター <集団健診:予約制>	特定健康診査	
市内実施医療機関 <個別健診>	特定健康診査	後期高齢者医療健康診査

- その他 特定健康診査の受診には「受診券」が必要です。くわしくは、4月末に送付した「特定健康診査のご案内」または「後期高齢者医療健康診査のご案内」をご覧ください。



問い合わせ 保健センター健康診査担当 ☎31-1666

個人市県民税の税制改正について

平成25年1月1日以降に支払われるべき退職所得等から適用されます。

【変更内容】

退職所得に係る個人住民税の10%税額控除が廃止されます。退職所得の課税方法について、役員等(役員等としての勤務年数が5年以下のかたに限り)の場合は退職所得控除額を控除した残額の1/2とする措置が廃止されることとなりました。役員等とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員および地方議会議員、国家公務員および地方公務員のことをいいます。



問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

夜間(17:00~9:00)水道修理工事当番表【12月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

平日の昼間は水道部へお尋ねください。

店名	TEL	当番日
越智商会	22-3708	1. 7. 13. 26
(株)大阪商会	22-4446	2. 8. 14. 20
西岡設備工業所	22-6900	3. 9. 15. 21. 27
前忠工業(株)	31-8548	4. 10. 16. 22. 28
(資)神明商会	22-3565	5. 11. 17. 23. 29
原田商会	22-0706	6. 19. 25. 31
中央水道工務所	22-3552	12. 18. 24. 30

夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

社会教育関係団体登録の申請受付

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

下記の登録の要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをください。登録承認の有効期間は、平成25年3月1日から平成27年8月31日までです。

【申請受付】 12月10日~25日<平日の執務時間内>

【受付場所】 市役所北館4階生涯学習課

【必要書類】 芦屋市社会教育関係団体登録申請書(様式第1号) 事業報告書・収支決算書(様式第2号) 事業計画書・収支予算書(様式第3号) 会員名簿(様式第4号) 社会教育活動報告書(様式第5号) 会則(団体で使用のもの) 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿 必要書類の様式は、生涯学習課で配布および市ホームページでダウンロードできます。昨年12月に申請書の一部変更していますので新様式を使用してください。

【登録要件】

- 1: 公(国または地方公共団体)の支配に属さない団体であること
- 2: 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること
 - 営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為 特定の政党の利害に関する行為 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治的行為 特定の宗教を支持し、または特定の教派・宗派・もしくは教団を支援する行為
- 3: 団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること
 - 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること 組織および活動に参加を希望する者が新たに加わることができること 団体の構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学の者が6割以上であること 団体の主たる活動の場合および活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること 原則として団体の代表者が芦屋市内に在住・在勤または在学していること 団体の組織および活動のための会則(あるいは規約)を有すること 団体の代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと 活動のための自己財源および団体独自の経理機構を有すること



オープンガーデン2013《参加者募集》

第8回を迎えました、芦屋の春を彩る「オープンガーデン2013」を開催します。好評につき昨年同様スタンプラリーを同時開催し、より多くのかたに見学していただきたいと考えています。

日頃ガーデニングをされているかたや、ご自宅の庭(道路から見ただけでも可)を公開していただけるかたの応募、または推薦をお願いします。自治会やグループで管理している公園・公共の花壇・店舗などの参加も大歓迎です。

■開催期間 平成25年5月12日~19日 全日程でなくても可
午前10時~午後4時<19日は午前中(予定)>

■内容 開催日に庭先および管理地を公開
応募方法 所定の申請用紙に必要事項を記入の上、パンフレットに掲載する写真(サービス版)を添えて12月21日(金)までに持参または郵送で下記へ。



◆「オープンガーデン2013パンフレット」掲載の有料広告募集◆

平成25年5月に開催する「オープンガーデン2013」で使用されるパンフレットに掲載する有料広告を募集します。詳しくは下記まで、お問い合わせください。

■広告募集期間 12月3日~21日 ■掲載場所 オープンガーデン2013パンフレットの内部 ■発行 平成25年3月 ■使用期間 平成25年5月12日~19日(8日間) ■印刷部数 10,000部 ■募集枠数 10枠程度 ■広告料 1枚(縦34mm×横132mm)15,000円

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065(〒659-8501住所不要)

丹波少年自然の家の催し

◆◆ これぞ伝統 丹波のお正月 ◆◆

■日時 平成25年1月12日~13日 1泊2日

■内容 丹波伝統昔遊び(火鉢を囲んでだんらんタイム・丹波のおせち料理・とんど焼き)
■対象 家族・成人グループなど30人

■申し込み 12月27日(木)までに下記へ

※ともに会場は丹波少年自然の家(丹波市青垣町西声田イゲ32-2)

問い合わせ 丹波少年自然の家 ☎0795-87-1633

◆◆ スポーツ交流会 ◆◆

◆◆ ミニバスケットボール大会参加募集 ◆◆

■日時 平成25年1月26日~27日 1泊2日

■内容 ミニバスケットボール大会・交流パーティー

■対象 阪神丹波各市町16チーム(男女各8チーム)
参加チームは応募チームの中から抽選で決定

■申し込み 12月10日~17日までに下記へ



芦屋市住みよいまちづくり条例改正(素案)に関する 市民意見と市の考え方について

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2071/☎38-2164
☒info@city.ashiya.hyogo.jp(〒659-8501住所不要)

芦屋市住みよいまちづくり条例改正(素案)について意見募集を行ったところ、次の意見をいただきありがとうございました。
ご意見とそれに対する市の考え方について、下記にまとめましたので、お知らせします。
■募集期間 9月25日~10月24日 ■意見を寄せられた人数 4人 ■意見の件数 5件

<意見の内容と市の考え方>

◆意見1:「事業主等と活動団体が協議しなければならない。」とのことですが、協議結果合意に至らなかった場合の処置、罰則等を規定する必要があると考えます。守られない規則をつくることは、意味がないと思います。

■市の考え方・回答1

まちづくり協定の規制内容は近隣の配慮を中心としたものを想定しており、罰則を設けることにはなじまないと考えております。むしろ罰則を設けることで規制内容を限定することになると考えます。

なお、まちづくり協定区域内で建築等を行う事業主および建築主は、まちづくり活動団体との協議内容を市長に報告しなければならないものとします。

◆意見2:「まちづくり条例」「まちづくり協定」「まちづくり活動団体」という表現について:ここでいう「まちづくり」は都市計画法、建築基準法関連の、いわばハード面での、伝統的な意味での「まちづくり」ですが、昨今「まちづくり」の意味・内容が多岐にわたっています。(例えば、芦屋市の組織別にみても、防災安全課のいう「まちづくり防犯グループ連絡協議会」「まちづくり防災グループ連絡協議会」、市民参画課のいう「まちづくり」等々)一般市民にとっては、分かりにくいですが、一応「住みよいまちづくり」という形容詞がついているのですが、一工夫お願いできませんでしょうか。

■市の考え方・回答2

ご指摘のとおり、近年「まちづくり」という言葉は、非常に広い意味で使用されるようになっております。

本条例における「まちづくり」とは、基本的には宅地開発や建築物の建築を行う際に、市民等が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の維持・保全および育成するための施策を指しており、「まちづくり」という表現が最も適切であると考えております。

◆意見3:介護施設が朝日ヶ丘テニスコートに建つということだが、いまでもマンションの客待ちのタクシーが駐車し家のガレージ近くに止められると出庫に苦労しているため、介護施設の客待ちのタクシーが増え困る。5階建ての施設で基盤が高く、こんな高い建物を間際まで住民に黙っておくのはどう言うわけか?

やっと開いた説明会で改善要求をだしても「費用が」というだけできこうとせず、お金が問題なら介護施設がたつという話だけで、住宅価格の下がる我々の立場を無視している市に陳情に行っても、決まったことですから話を聞こうとせず、住民無視も甚だしい。

見舞客、食事の車も増え、交通事情が1度に悪くなる。5階建て(実質6階建て)のため日照権、景観にも問題が出てくる。いっそう芦屋病院の近く、山際に計画変更してはどうか

■市の考え方・回答3

ご指摘の計画については、条例の規定に則って、適正に手続きが進められていると判断しております。

なお、地域に応じた建物用途や高さの規制等を行うには、住民の皆さんの合意により、地区計画や建築協定の制度を活用していただく必要があります。

◆意見4:まちづくり条例うんぬん以前の問題として、市役所特に都市計画課や高年福祉課の事業者側にはばかり配慮する姿勢を、市民の住環境を重視する姿勢に改めることから取り組む必要がある。「市民の責務の追加」を提案する前に、既に規定されている「市の責務」について個々の職員の姿勢や職務内容に関して規定を遵守できているのかどうか詳細に点検し、市自らの姿勢や取り組みを市民の側に立つという行政としての原点に立ち戻って検討し直すことから始めるべきである。現状は市役所全体において市民の側に立つという視点が決定的に欠けているため、まちづくり条例の主旨が完全に骨抜きにされている。

■市の考え方・回答4

条例改正の素案にもありますように、市民等とは「市内において、居住する者、事業を営む者、土地若しくは建築物等を所有する者並びに土地若しくは建築物等を占有する者」であると考えています。したがって、条例の手続き上、市が特定の市民等の側に立つといったことは、公平性の原則に反すると考えております。

◆意見5:私の住むマンション朝日ヶ丘アーバンライフ貳番館の南至近距離に5階建ての大型老人福祉施設が計画されていますが、このまま認可されると、住環境の悪化は明白です。住宅街の福祉施設はせいぜい3階建てというのが妥当、かつ常識的ではないでしょうか?住みよいまちづくり条例は住民の為にあるのではないのですか?法律に違反していなければ何でもありですか?

調べるほどに高年福祉課、附属機関(委員長を始め、どなたも現地に足を運ばずに事業者を決定されています)に疑問がわいてきます。都市計画課は違反が無ければ認可するだけなのでしょうし、税金が投入されるこの事業に近隣住民として納得がいきません。芦屋市は市民に目が向いていないとつくづく思い知らされました。この計画が白紙撤回されることを切に願います。

■市の考え方・回答5

この件につきましては、意見募集に対する市の考え方・回答3をご覧ください。

「第3次芦屋市男女共同参画行動計画(中間案)」への市民意見を募集

市では、男女共同参画社会の実現に向け、現行計画の見直しを行い、「第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィズ・プラン」の策定作業を進めています。

このたび、中間案がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

■募集期間 12月17日~平成25年1月16日

■応募方法 ご意見を文書(様式自由)にし、テーマ(件名)・住所・氏名・電話番号を明記し、男女共同参画センター窓口(平日・執務時間内)へ持参、または郵送・Eメールのいずれかで、下記へ提出してください。

*Eメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイル(ワード・テキストファイル・PDF)で。

■閲覧 12月7日(金)から、男女共同参画センター窓口のほか、市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・保健福祉センターに配置します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

*電話・窓口での口頭によるご意見は受け付けていません。

*ご意見は、市の見解とともに、市ホームページ等で公表(氏名等は非公開)予定。

*個別の回答はしませんので、ご了承ください。

問い合わせ 男女共同参画推進担当 ☎38-2023

☒info@city.ashiya.hyogo.jp

(〒659-0092 大原町2-6番・モール 芦屋2階 男女共同参画センター内)

芦屋市健康増進・食育推進計画(中間案)への市民意見を募集

市では、健康である実感できる人を増やすため、平成25年度からの「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」の策定作業を進めています。このたび中間案がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

■募集期間 12月17日~平成25年1月16日

■応募方法 ご意見を文書(様式自由)にし、テーマ(件名)・住所・氏名・電話番号を明記し、健康課窓口(平日・執務時間内)へ持参、または郵送・Eメールのいずれかで、下記へ提出してください。

*Eメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイル(ワード・テキストファイル・PDF)で。

■閲覧 12月7日(金)から、健康課窓口のほか、市役所北館1階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナーに配置します。また、市ホームページでもご覧いただけます。

*電話・窓口での口頭によるご意見は受け付けていません。

*ご意見は、市の見解とともに、市のホームページで公表(氏名等は非公開)予定。

*個別の回答はしませんので、ご了承ください。

問い合わせ 健康課 ☎31-1586

☒info@city.ashiya.hyogo.jp(〒659-0051 吳川町14-9)



阪神間都市計画臨港地区の 変更案を縦覧します

■縦覧件名 阪神間都市計画臨港地区の変更(兵庫県決定)都市計画尼崎港臨港地区および西宮港臨港地区の変更

■縦覧期間 12月14日~28日(平日の執務時間内)

■縦覧場所 県都市計画課および市都市計画課

■意見書 この案について、住民および利害関係人は縦覧期間中に兵庫県知事に意見書を提出することができます。

意見書は、個人情報以外は都市計画審議会の資料として公表されます。

■意見書提出先 県都市計画課に提出してください。



問い合わせ

県都市計画課 ☎078-362-3578/都市計画課 ☎38-2073